

死亡届出後の手続きについて

亡くなられた方 _____ 様 届出日 令和 年 _____ 月 _____ 日

***以下に該当する項目がある方は、手続きをしてください。**

*手続きの際には、①この用紙 ②運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちください。

項 目	手続き等について	手続きに必要なもの	担当課
印鑑登録	カードを返納してください。	印鑑登録証または市民カード 登録番号	市民課 43-1117 案内図①
マイナンバーカード	廃止処理の手続きが必要です。 ※通知カードをお持ちの場合は手続き不要です。	・マイナンバーカード ・窓口に来る方の本人確認ができるもの（運転免許証等）	
世帯主が死亡したとき	世帯主が変更されています。新世帯主を変更する場合には、手続きをしてください。	・運転免許証等の本人確認ができるもの	
市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料がかかっていた方	相続人代表者に関する申告書を提出してください。（納税通知書の送付先となる代表者を指定していただく届書です。）		税務課 43-1115 案内図②
原 動 機 付 自 転 車 (125cc 以下)、 小型特殊自動車を所有していた方	引き続き使用する場合は、所有者の名義変更をしてください。 使用しない場合は、廃車手続きをしてください。	・ナンバープレート	
125cc 超バイク、軽四輪等の名義変更または廃車される方	詳しくは、以下へお問い合わせください。 ・ 軽四輪、軽三輪 ◇ 軽自動車検査協会栃木事務所 (050-3816-3107) ・ 125cc 超のバイク ◇ 関東運輸局栃木運輸支局 (050-5540-2019)		
市内に土地・家屋等を所有していた方	納税義務者変更申告書を提出してください。（相続登記の手続きが完了するまで、納税通知書の送付先となる代表者を指定していただく届書です。）	・新たに納税義務代表者になれる方の印鑑	
市税などの口座振替をしていた方	口座名義人が亡くなられた場合には、口座振替が停止されますので、相続人等の口座から振替を希望される方は、手続きが必要です。	・通帳 ・通帳の届出印 ・納税通知書	

項目	手続き等について	手続きに必要なもの	担当課
介護保険 (65歳以上の方)	保険証等を返納してください。 亡くなった方が高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、相続人代表の方に申立誓約書を提出していただくことがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証等 ・相続人代表の方の通帳 ・印鑑 	高齢対策課 43-3896 案内図③
在宅寝たきり老人等 介護手当を受給されていた方	喪失等の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 	
緊急通報装置の貸与 を受けていた方	喪失の手続きをしてください。		
身体障害者手帳 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	各手帳を返納してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳等 	社会福祉課 43-1116 案内図④
障害福祉サービス	受給者証を返還してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス受給者証 	
重度心身障害者医療 費助成	喪失の手続きをしてください。	重度心身障害者医療費受給者証、預金通帳(代表相続人名義)	
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)	受給者証を返還してください。	自立支援医療費受給者証	
特別児童扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、難病患者等福祉手当、 重度心身障児者介護手当	各種手当の喪失の手続きをしてください。	手当によって手続きに必要なものが異なりますので、社会福祉課にお問い合わせください。	
18歳未満のお子さん がいた方	各種手当等のご案内があります。		
国民健康保険 後期高齢者医療	保険証または資格確認書等を返納してください。 葬祭を行った施主の方は、葬祭費を請求してください。(口座振込) 相続人を代表する方は、申立誓約書を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証または資格確認証等 ・施主の通帳 ・会葬を行ったと確認できるもの(会葬礼状、領収書等) ・窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・相続人を代表する方の通帳 	健康増進課 43-1118 案内図⑥
<ul style="list-style-type: none"> ・相続等によって農地を取得した方 ・経営主が死亡したとき 	相続したことが確認できる書類(登記事項証明書等)を持参し、農地法第3条の3の届出をしてください。 世帯責任者・経営主変更届出をしてください。		農業委員会 事務局 43-6220 案内図⑦
相続等によって山林 を取得した方	相続したことが確認できる書類(登記事項証明書等)を持参し、森林法第10条の7の2第1項の届出(森林の土地の所有者届出書)をしてください。		農林課 43-6210 案内図⑧

項 目	手続き等について	手続きに必要なもの	担当課
上下水道	上下水道の使用者名義を変更する場合は、手続きをしてください。 料金引落口座の変更は、銀行等で手続きをしてください。	・運転免許証等の本人確認ができるもの	上下水道 事務所 44-1511 案内図⑨
浄化槽関係	浄化槽管理者変更届または、浄化槽廃（休）止届を提出してください。	・変更後の管理者の氏名及び住民票上の住所がわかる書類等	下水道課 43-6214 案内図⑩
年金関係	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金や厚生年金（共済年金を含む）に 加入されていた方 ・年金を受給されていた方（老齢年金、障害年金、遺族年金など） 	市民課で受付可能な場合がありますので、大田原年金事務所へご確認ください。	大田原年金事務所 22-6311 お客様相談室（自動音声①→②） 市民課 43-1117 案内図①
	恩給を受給していた方	総務省・人事恩給局へお問い合わせください。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金に加入していた方（一時金を受給していない方） ・農業者年金を受給していた方 	死亡届の死亡後の手続きが必要です。 亡くなられた方毎に手続き内容が異なる場合があるため、大田原年金事務所へ該当手続き及び必要書類をお問い合わせください。 ※国民年金に関する手続きのみの方は、手続きをJAしおのやでしてください。手続きに必要な添付書類等は、JAしおのや又は農業委員会事務局へお問い合わせください。	JAしおのや 44-2311 農業委員会事務局 43-6220 案内図⑦
犬の登録	飼い犬の登録をされていた方	飼い主変更の手続きをしてください。	生活環境課 43-6755 案内図⑪
長峰墓苑(市営墓地)	長峰墓苑を使用されていた方	使用者変更（承継）の手続きをしてください。	
相続関係	不動産登記をされる方(土地・家屋等)	詳しくは、宇都宮地方法務局大田原支局へお問い合わせください。(23-1155)	
	相続税等の国税の手続きをされる方	詳しくは、氏家税務署へお問い合わせください。(028-682-3311)	
	相続放棄される方	詳しくは、宇都宮家庭裁判所大田原支部へお問い合わせください。(22-2112)	
市営住宅関係	市営住宅にお住まいの方	市営住宅同居人変更申請書又は、市営住宅退居届等を提出してください。 詳しくは、矢板市施設管理公社へお問い合わせください。(43-4620)	